記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成29年５月31日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 裁判所職員

**平成29年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告**

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成29年５月17日　　最高裁判所

第１　試験の名称　裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第２　対象官職　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の１級５号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格

1　次に掲げる者

⑴　平成29年４月１日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び平成30年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者

2　欠格事由　１の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条の規定に該当する者

第５　試験種目、出題分野等

1　第１次試験　基礎能力試験及び作文試験

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　基礎能力試験　知能及び一般的知識について、多肢選択式による筆記試験を行う。

イ　作文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

なお、作文試験の評定結果は、第１次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験の成績と総合する。

⑶　試験期日　平成29年９月10日（日）

⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、高松市、徳島市、高知市及び松山市

㈱　試験場は、原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　平成29年10月５日（木）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

2　第２次試験　人物試験

⑴　対象者　第１次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　平成29年10月13日（金）から同月26日（木）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

| 受験者の区分 | 試　験　地 |
|---|---|
| 東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市 |
| 大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 大阪市　京都市　神戸市　奈良市　大津市　和歌山市 |
| 名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 名古屋市　津市　岐阜市　福井市　金沢市　富山市 |
| 広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 広島市　山口市　岡山市　鳥取市　松江市 |
| 福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 福岡市　佐賀市　長崎市　大分市　熊本市　鹿児島市　宮崎市　那覇市 |
| 仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 仙台市　福島市　山形市　盛岡市　秋田市　青森市 |
| 札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 札幌市　函館市　旭川市　釧路市 |
| 高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者 | 高松市　徳島市　高知市　松山市 |

3　最終合格者発表　平成29年11月10日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

1　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　平成29年７月11日（火）午前10時00分から同月20日（木）まで

なお、申込みは、平成29年７月20日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。